



令和 3 年 9 月 30 日

西条市長 玉井敏久様

西条市使用料等審議会

会長 星加隆夫

西条市公共下水道使用料の改定について（答申）

令和 3 年 7 月 26 日付け西下業第 108 号で当審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり改定することが妥当であるという結論に至ったので答申します。

記

本市の公共下水道使用料は、平成 16 年度、二市二町の合併以降、2 つの処理区の使用料体系が統一されていないため、同じ公共下水道を使用しているにもかかわらず、使用料に不均衡が生じている。また、下水道事業の経営状況においては、汚水処理経費を賄うべき下水道使用料を主とする財源が不足していることから、一般会計からの繰入金に依存している状況でもある。

このため、使用料の市内統一及び適正化を目的として、平成 28 年度から 3 年ごとに使用料の改定を実施しており、これまでに西条処理区の使用料のみの改定を行った結果、合併当初より東予・丹原処理区との格差が縮小してきた。

しかし、未だに地域間格差が生じているのが現状であり、第 3 回目の改定を目的とした今回の審議会では、使用料統一に向けた課題として、両処理区の「基本水量」及び「認定水量」の相違、使用料の地域間格差が課題として挙げられ、これらの問題点を整理し慎重に審議を行った結果、以下のとおり改定することが妥当であると考える。

- 1 令和 4 年度に西条処理区の「基本水量」及び「認定水量」を東予・丹原処理区に統一することとする。
- 2 下水道使用料については、東予・丹原処理区は据え置き、西条処理区を平均改定率約 14.7% の値上げとする。

附帯意見

- 1 健全な経営を行うため計画的・効率的な事業運営に努められ、使用者負担の公平性を確保するためにも使用料の統一を図られたい。
- 2 使用料の統一後は、公営企業として独立採算による経営ができるよう経費回収率 100% を目指されたい。
- 3 使用料の見直しについては、3 年程度を基本として定期的な見直しを図られたい。
- 4 使用料の改定に当たり、特に値上げとなる地域の使用者には理解を得られるよう丁寧な理由の説明や周知活動を行うこととされたい。また、市民に対して下水道事業の経営状況について説明し理解を得られるように努められたい。
- 5 経営健全化につながる使用料収納率及び水洗化率の向上に引き続き努められたい。